

# 岐阜県公報

第二千六百四十五号  
平成二十七年五月八日

(金曜日)

## 目 次

告 示

保安林の指定予定

(中濃農林事務所) 三三九<sup>ハ</sup>

公 示

公共測量の終了

(用 地 課) 三四〇

岐阜都市計画の図書の縦覧

(都 市 政 策 課) 三四〇

土地改良区役員の退任及び就任

(恵那農林事務所) 三四〇

## 告 示

岐阜県告示第三百四十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定する予定であるので、同法第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

### 一 保安林予定森林の所在場所

関市富之保字武儀倉松葉ヶ平四七 六・四七 九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

### 二 指定の目的

落石の危険の防止

### 三 指定施業要件

#### (一) 立木の伐採の方法

1 主伐は択伐とする。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県中濃農林事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 示

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量（道路台帳補正）

三 作業期間

平成二十六年十一月十日から

同 二十七年三月三十日まで

四 作業地域

可児市

岐阜都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成二十七年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画下水道

瑞穂市公共下水道  
二 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課及び瑞穂市環境水道部下水道課

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により公示する。

平成二十七年五月八日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	退任年月日	役名	氏名	住 所
中津川市西部土地改良区	平成二十七年四月三	理事	吉村 幸資	中津川市駒場 九五番地
土 地 改 良 区	年 月 日	氏 名	住 所	
坂 卷 宏 治	中津川市柳町	二番十五号		
高 木 康 男	中津川市駒場	一五八五番地の二		
垣 内 高 夫	同	一五五七番地の二		
林 康 男	同	一六六六番地の二二一		
岩 久 征 夫	同	一六六六番地の二〇八八		
曾 我 修	同	四九二番地の二		
市 川 進	中津川市千旦林	二八四番地		
幸 脇 康 行	同	一〇四四番地の二		
松 葉 孝 昭	同	一五四四番地の九		
西 林 春 樹	同	一五三八番地の六三		
井 戸 俊 作	同	一五四〇番地の二		
鈴 木 功	同	二二三九番地の二		
鈴 木 弘	中津川市駒場	一五五七番地の二三		



平成二十七年五月八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社